女性に対する 暴力をなくす運動



11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。 配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、 男女平等参画社会の実現を阻害する要因となります。

配偶者や交際相手からの暴力にはどのようなものがありますか?

身体的暴力

- なぐる
- ・ける
- ●髪をひっぱる
- 首をしめる
- ●腕をねじる
- 引きずりまわす
- 物をなげつける

など

精神的暴力

- ●大声でどなる
- 実家や友人とつきあう のを制限したり電話・ メールや手紙を細かく チェックしたりする
- ●何を言っても無視して □をきかない
- バカにしたり命令する ような口調でものを 言ったりする
- 大切にしている物を壊したり捨てたりする
- ●生活費を渡さない

など

性的暴力

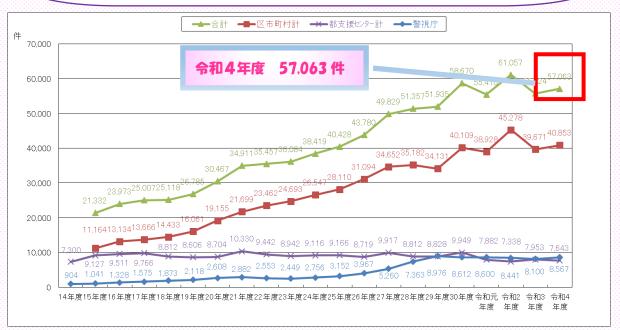
- 見たくないのにポルノ ビデオやポルノ雑誌を 見せる
- いやがっているのに性 行為を強要する
- ●中絶を強要する
- ●避妊に協力しない

など

暴力は、 なぐる、 ける だけではありません!

出典:パンフレット「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」(東京都生活文化スポーツ局)

都内の配偶者暴力相談の件数はどのくらいですか?



出典:東京都の配偶者暴力相談等件数の推移(令和4年度)(東京都生活文化スポーツ局)